

元の生活を返せ訴訟 第11回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第11回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第11回口頭弁論：5月18日（月）14：00から

同時開催：第11回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2015年5月18日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

※2014年12月8日に提訴した第3次訴訟が今回併合されました。

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方である。

第2 第11回口頭弁論の概要

1 原告の主張

①「更新弁論」

今年4月に右陪席裁判官（傍聴席から見て左に座っている裁判官です。裁判長から見て右にいます）が交代しました。

このように転勤によって裁判官が交代することがあります。新しい裁判官は、これまでどのような裁判が行われてきたかを経験していませんので、原告と被告は裁判所に向かって口頭で弁論することができます。これを「更新弁論」といいます。

今回の法廷では、原告からは伊東達也原告団長が更新弁論を行い、原告代理人2人が責任論と損害論の更新弁論を行います。

②「原告準備書面（23）」

原告は、今回被告国の責任（規制権限不行使）を説明する準備書面（23）も提出しました。

被告国は、「国としては法律上シビアアクシデント対策の法規制を行えなかった」、「一旦原子炉の設置が許可され運転が始まってしまうと、基本設計にかかわる事項は審査の対象とならない」との不当な主張を行いました。これに対する反論が準備書面（23）となります。

この原告準備書面（23）についても、原告代理人が法廷にて口頭で弁論します。

2 国の主張

今回、国から書面は提出されていません。また、国は更新弁論を行いません。

3 東電の主張

今回、東電から書面は提出されていません。また、国は更新弁論を行いません。

4 3次提訴の併合

2014年12月8日に提訴された3次訴訟が、今回併合されました。これにより、1次～3次の全てが一緒に審理されることになりました。

5 第12回法廷

2015年7月29日（水）

※開始時間は第11回法廷で確認される予定です。

以 上